

河合町学校再編検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河合町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校適正規模、適正配置等の諸課題について協議し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、河合町学校再編検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関し協議を行い、学校適正化計画を河合町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

- (1) 学校適正化の学校運営及び教育計画に関すること。
- (2) 学校適正化の通学体制、安全対策等に関すること。
- (3) 学校適正化の地域の拠点機能に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校適正化に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 児童及び生徒の保護者を代表する者
- (3) 町行政を代表する者
- (4) 学校を代表する者
- (5) 教育委員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育振興部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。